

会計

税率変更で税効果会計Q&Aを改正へ

会計士協会、税制改正に伴い従来の税効果会計の取扱いを明確化

要約

- 税制改正に伴い、「税効果会計に関するQ&A」の改正案が公表。従来の税効果会計の取扱いを明確化。
- 繰延税金資産は、改正税法に基づく将来解消見込年度の適用税率により繰延税金資産を算定。
- スケジュールが不能な一時差異は、復興特別法人税を含まない税率により、繰延税金資産を算定。

平成23年度税制改正による法人税率引下げと復興特別法人税の付加が平成24年4月から実施されることに伴い、法人実効税率は40.69%、平成24年4月から平成27年3月31日までは38.01%、平成27年4月1日以後開始事業年度からは35.64%となる。

これを受け、日本公認会計士協会は1月13日、「税効果会計に関するQ&A」の改正案を公表（2月2日まで意見募集）。改正案は、従来の税効果会計の取扱いを踏まえた確認がなされており、2月中に決定する。

具体的には、決算日までに改正税法が公布（平成23年12月2日）されていれば、税効果会計上、改正後の税率に基づき算定する旨を確認。一方、改正税法の公布日が決算日より後の場合には、その内容や影響を注記することとしている。

また、繰延税金資産または繰延税金負債については、将来の回収の見込みについて

毎期見直しを行わなければならないとされているため、期末における将来減算一時差異および将来加算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリングを実施。改正税法に基づく将来解消見込年度に適用される税率により繰延税金資産等の金額を算定することになるとしている。

この点、「期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を毎期計上している会社等」（監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」5(1)①)についても、期末における将来減算一時差異および将来加算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリングを実施したうえで、繰延税金資産等の金額を算定することになる。

その他、スケジュールリングが不能な一時差異については、当該一時差異等が復興特別法人税課税期間に解消するとはいえないため、復興特別法人税の課税を含まない税率に基づき、繰延税金資産等の算定を行うことになる。また、その他有価証券の評価差額のうちスケジュールリングが不能なものについても同様としている。

なお、企業会計基準委員会が昨年12月に公表した「改正法人税法及び復興財源確保法に伴う税率等に係る四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱い（案）」は1月中旬に決定され、公表される運びだ。